

会 則

- 名 称 この会の名称をビジネスプラザ静岡と称する。
- 目 的 本会は会員各自の仕事を通じて経営に携わる者同士が大切な取引先、友人、知人を紹介しあうとともに会員相互の情報を積極的に発信、提案する事に専念しお互いの人脈地図の拡大を図る事を目的とする。
- 事業年度 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。
- 会 員 会員は会の主旨（目的）に賛同し経営者、個人事業主又は会社での決定権がある（会社役員、管理者）、もしくは将来経営者を目指す者とする。
- 会員資格 この会への入会は現会員の紹介が必要で会長宛に入会申込書を提出し審査を受ける。入会した者はその月の例会に入会金、年会費の納入と紹介者と共に入会式を行い会員証を発行する。法人会員はその法人を代表するものを登録。
（除く宗教関係者・ネットワークビジネス・反社会勢力）
- 役 員 役員は総会において全員の中から選出する、任期は2年、但し再任は妨げない。役員会の決議により解任又は退会した場合役員定数の不足が生じた時は役員会の承認を得て新しい役員を選任する事ができる。役員会の招集は会長名で行う。役員会は奇数月に行う。但し必要に応じて臨時役員会も招集できる。
- 委員会 業務分担と円滑な運営ができるよう委員会を設け役員が委員長に就任する。入会後は各委員会に所属する。委員会議はあくまでも提案事項で決定権は役員会にある。各委員会には必要に応じて臨時委員会も招集できる。
- 例 会 毎月1回目的達成の為に通常例会を開催する、特別例会として納涼会、忘年会、講演会などのイベント的な行事は出席率向上の為に全会員が協力する。法人会員の社員又は役員は懇親会費のみで例会に出席できる。出席申し込み後やむをえず欠席する場合は3日前の16時までに連絡する事。無断欠席は委員会で決めたペナルティーが付く。時間厳守とし、出席率の発表も行う。
- 会 費 入会金1名3,000円とし中途入会でも残月に関係なく支払う。年会費は24,000円とし中途入会は残月×2,000円を支払う。納入期日は当期5月末日に銀行振込又は例会時に直接支払う。個人会員、法人会員も同額とする。また、産前産後休暇ならびに傷病当の休会の場合は、通常会費の50%とする。（但し、休会期間は最長1年とする。）
- 退 会 退会する者は退会届を会長宛に提出し会員証を返却する。既に納入した入会金、年会費、その他の拠出金はこれを返還しない。ビジネスマナーを著しく逸脱した場合役員会で協議の上退会処分とする事が出来る。